

## I 総論

## ＜障害に対する社会の側の意識の変革＞

- 障害者権利条約への対応や障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害のパラダイムシフト、社会の側の意識を変えていくこと（障害は心身の機能のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」の考え方、社会的障壁の除去、合理的な配慮の提供等）が必要。特に、情報アクセシビリティへの対応に関する政策の強化が求められる。
- 障害を持つ当事者の視点で考えることが重要であり、IoT、AI等のICT関連の製品・サービスの開発・提供を行う側において、障害に関する情報の共有、障害を持つ当事者の参加の機会の確保などを図ることが必要。
- これからのICT関連の製品・サービスの開発・提供は、これまでのような障害等への後追い対応ではなく、IoT、AI等の活用により、障害者も高齢者も関係なく、あらゆる人が使いやすいことを企画段階から考えること（共用品という概念）が可能であり、そのような考え方を浸透させていくことが必要。その際には、民間の主体的な努力だけではなく、公共調達におけるアクセシビリティに配慮した機器・サービス等の採用など、政府における取組も必要。
- 障害者に対して「ボランティア」「かわいそう」という意識ではなく、障害者の人権等の確保、尊厳、自律及び自立の尊重を促進し、障害者が「夢」、「希望」、「他の人の役に立っているという気持ち」、「社会の対等な一員であること」等を実感できるような社会にしていくことが必要。
- 将来的にはIoT、AI等のさらなる発展により、これまでの視覚、聴覚中心の対応だけでなく、障害者が持つ障害の特性、状態、生活実態等に応じた支援（日常生活や就労等）が可能となることから、これらの関連技術の更なる強化が必要。

### (1) 障害者のICT利活用スキルの習得を支援する仕組みの構築

- 本格的なIoT、AI時代の到来に備え、障害者等への必要な情報伝達手段の確保だけでなく、様々な障害種別に応じて新しい関連製品やサービスの便益を最大限享受できるよう、その利活用スキルの習得を地域などの身近な範囲で支援する仕組み、そのための人材確保が必要。
- 障害者が在宅等でもICT利活用スキルを習得できるよう、遠隔教育を行うことも可能であり、そのような支援方法も用意することが必要。
- 障害者のICT利活用を支援する仕組みの検討に当たっては、単なる技術的な支援だけではなく、同じ障害を持つ者がメンターとなって支援する等の人的な支援を併せて行うことも必要。
- 障害者がICT利活用スキルを習得する上で、企業等において機器やサービスの情報アクセシビリティの確保に関する取組が強化されることが必要。

### (2) IoT、AI等を活用した障害者の就労機会の創出

- IoT、AIを活用し、障害を持つ当事者の視点から業務プロセスを見える化しつつ改善を図り、障害者が持つ障害の特性、状態、生活実態等にきめ細かく配慮した就労機会を創出するような取組を促進することが必要。また、AIについては、人間関係や状況判断に困難を抱える障害者の意思疎通等の支援として活用していくことも必要。
- 在宅等でも勤務が可能なテレワークの促進は、障害者が働くことができるチャンスを生み出す。テレワークの促進とともに、テレワークに必要なとされる一定のICTスキルを身につけるための支援も併せて行うことが必要。
- 行政、学校と事業者等が連携しつつ、既に就労している障害者が自らの業務内容と併せて、障害があっても多様な働き方ができることを紹介する取組や、就労マッチングを行えるような取組を促進していくことも重要。
- 障害者を雇用する事業者において、同じ障害を持つメンター人材を社内に育成することや、特別支援学校や地域の高等教育機関との連携も、就労環境の整備には有用。

### (3) 障害者教育におけるICT活用

- 学校現場におけるICTの導入は進んでいるが、フィルタリングの設定により教育に有用なWebサイトへのアクセスがブロックされるなど、運用の改善が必要。
- ICTを活用した学校教育については、ICTに詳しい教員の数が限られる、授業中の機器トラブルへの対応等に教員が対応する余裕がない等のため、積極的に外部人材を活用するなど、地域における人材確保のための仕組みが必要。
- ICTの専門家が少ない学校において（障害者のICT企業への就職支援などの）ICT利活用のサポートを行うためには、高専や大学等との連携やICT関連企業の退職者等の活用が必要。
- 障害者の生涯学習環境を向上させるため、高等教育における遠隔教育等のICT利活用の支援策も必要。

### (4) IoT、AIによる障害者の日常生活の支援

- IoT、AI等を活用した障害者の日常生活を支援するための製品・サービスの普及の観点から、ニーズの把握、製品・サービスの企画、開発、提供までの一連のプロセスにおいて、あらゆる人が使いやすいという視点を確保するための環境整備が必要。
- IoT、AI等を活用した障害者対応の新たな製品やサービスについて、国際的な標準化を進め、国内外で共通の環境を構築していくことが必要。

### (5) 技術開発の促進

- 障害者が持つ障害の特性、状態、生活実態等に応じた支援を可能とするためのIoT、AI等を活用した製品・サービスの開発支援が必要。
- 障害当事者のみならず、障害者を支援、介護する方々をIoT、AI等技術でどのように支援できるのかも併せて考えていくことが重要。
- 今後はAIによる画像、音声、文字認識等の認識技術の革新、測位技術の高精度化、BMI技術の革新等が期待される。このような技術開発を推進し、障害者のコミュニケーション手段の確保、感覚代行、移動の円滑化を図るとともに、その潜在的な能力の発揮により活躍できる環境を整備すべき。
- 障害者が持つ障害の特性、状態、生活実態等にきめ細かく対応することが可能な介護ロボットやウェアラブル端末等の開発を推進すべき。

### (6) オープンデータの推進

- 先進的な自治体では、IoTやAIによる活用を見据え、障害者の外出支援に有用なデータ（バリアフリー、トイレ等）のオープン化を進めており、こうしたオープンデータに係る自治体の取組を推進することが必要。